

大森間税会報

2020.1

第203号



目次

年頭のごあいさつ	2
大森間税会長 佐川 黎二	
大森税務署長 谷口 哲也	
令和元年の主な行事・令和2年度税制及び執行に関する要望書の要旨	3
「税とのふれあい」納税表彰式・OTAふれあいフェスタ	4
合同ゴルフコンペ・消費税研修会	
小学生「税の標語」表彰・中学生「税についての作文」表彰	5
「会員増強への取り組み」新規会員紹介	6



大森間税会

あけましておめでとうございます



新年のご挨拶

大森間税会
会長 佐川 黎二

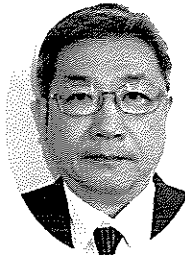
令和の新春を迎えるに当たり、謹んでお祝いを申し上げます。昨年は、谷口署長はじめ大森税務署の皆様、そして大森間税会の皆様には当会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、平成31年4月30日に天皇陛下の御退位により5月1日新天皇陛下が御即位され、新しく「令和」の時代が幕開けとなりました。

消費税は平成元年から3%の税率で始まり30年が経ち、昨年10月から税率10%に引き上げられ同時に軽減税率制度の導入と、消費税も新たな制度に変わってきました。今まで以上に間税会による活発な活動が求められると同時に、間税会の最重要施策のひとつとされる「会員増強」が引き続き要望されています。当間税会の組織委員会では「入会のご案内」を刷新、カラー印刷で：間税会の基本理念：間税会の歩み：等を入れた入会申込書を試作、9月に開催された軽減税率制度説明会で配布しました。11月には青年部・女性部主催で署との意見交換会でも軽減税率制度の問題と会員増強の検討が行われました。当会会員も一人新会員一名の増強を心掛けてください。

さて毎年順調に推移している「税の標語」は皆様のご協力をいただき昨年比106%1,608編となりました。今回からは大田区長賞もいただけるようになりました。

最後になりましたが、谷口署長はじめ署の皆様、そして大森間税会の皆様のご健勝とご繁栄を祈念致しましてご挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

大森税務署
署長 谷口 哲也

令和2年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、佐川会長をはじめ会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に格別の御理解と御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会が実施されている区内小学生を対象とした「税の標語」の募集は、年々応募数が増加していると承知しております。また、OTAふれあいフェスタにおける税金クイズの実施など、税知識の普及や広報に積極的に活動されてきたことは、児童・生徒の皆さんをはじめ、地域社会の発展に大きな役割を果たしているものであります。さらに、消費税の納付については、引き続き、期限内の完納運動の推進及び滞納の未然防止に関する施策の実施に御尽力いただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

さて、私どもは昨年まで、「消費税率の引上げ」、「軽減税率制度の実施」、「インボイス制度の導入に向けた取組」の3点の消費税法の大きな改正につきまして、幅広い広報・周知活動や、事業者団体等と連携した説明会の開催、事業者等からの相談への対応などの取組を実施してまいりました。そして、昨年10月に改正消費税法が施行され、それに伴い創設されました軽減税率制度の導入から3か月が経過し、大きな混乱等もなく順調に推移していると考えます。また、令和元年10月決算や期間特例を選択する法人の消費税申告書も新様式が追加され、本年1月6日に申告期限を迎えました。

今後は、軽減税率制度の早期定着と、令和5年10月1日導入予定の「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」への広報、周知、相談へと次のステップに向けた取組が最重要課題となります。さらに、適格請求書発行事業者登録制度に基づく登録申請書は令和3年10月1日から受付が開始される予定となっております。改正消費税法に対する私ども国税当局が果たすべき役割は非常に大きく、今後もより一層、広報や相談に尽力してまいります。

貴会の皆様方には、制度の趣旨を御理解の上、望ましい税の在り方を議論していただき、次世代に引き継ぐべく、また高齢化社会に対応した社会保障の安定財源の確保のため、真に良い制度となるよう今後も御尽力、御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、大森間税会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念して、年頭の挨拶といたします。

◆◆◆◆◆ 令和元年の主な行事(報告) ◆◆◆◆◆

月 日	行 事 内 容	会 場 他
1 月 25 日	大森間税会報201号発行	広報委員会
1 月 25 日	大森税務六団体長会議	大森法人会
2 月 5 日	定例理事会・賀詞交換会	大田文化の森
5 月 23 日	大森税務六団体長会議	大森法人会
5 月 9 日	定例理事会	大田文化の森
5 月 30 日	大森間税会 第62回定例総会	ラズ大森
6 月 4 日	大森森彰会総会	大森法人会
7 月 22 日	大森税務六団体長会議	大森法人会
7 月 31 日	定例理事会・大森税務署移動意見交換会	大田文化の森
9 月 11 日	大森税務六団体事務局長会議	大森税務署
9 月 13 日	大田区内小学校11校にて「税の標語」収集	各小学校
9 月 7 日	定例理事会	大田文化の森
9 月 25 日	大森間税会報202号発行	広報委員会
9 月 13 日	改正消費税軽減税率制度研修セミナー	ラズ大森
10 月 9 日	大森税務六団体長会議	大森法人会
11 月 2 日	大森税務六団体共催OTAふれあいフェスタに参加	平和島競艇場
11 月 3 日	8人動員、広報活動・税金クイズ等を実施	
11 月 14 日	令和元年度納税表彰式	池上朗峰会館
11 月 21 日	「税の標語」大森税務署長賞表彰	入新井第二小学校
11 月 12 日	大森納連 中学生「税についての作文」表彰式	大田文化の森
11 月 22 日	「税の標語」優秀作品表彰12人	大森地区小学校11校
12 月 13 日	大森森彰会研修セミナー	大森法人会

※このほか各委員会は随時開催

令和2年度税制及び執行に関する要望書(要旨)

令和2年度税制及び執行に関する意見要望書が令和元年7月全開連より財務大臣はじめ関係諸庁に提出され、その実現方を要請いたしました。その要旨は次のとおりです。

1. 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳入削減に努めるべきである。

2. 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

今後の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(3) 仕入税額控除

軽減税率制度導入後の仕入税額控除の仕組みについては、軽減税率制度の導入後5年目から導入するとされている「適格請求書等保存方式」は我が国の社会経済構造に馴染まないことから、請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(7) 総額表示義務の特例措置の廃止

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は令和3年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する総額表示に戻すべきである。

(8) 輸出品販売場における免税制度の周知・啓発と適正化・簡素化
平成30年度の税制改正において、令和2年4月1日から書面による手続を撤廃し、制度の電子化が導入されることとなったことは望ましいと評価している。

については、新たに創設される電子化制度について、周知・啓発に努めるとともに、制度の更なる適正化と簡素化を行うべきである。

3. 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め抜本的見直しをすべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正
自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。

今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

4. 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、軽減税率制度の実施に伴い、相談件数などが増加することが考えられることから、相談窓口などを充実させるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

軽減税率制度の実施に伴い、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないよう、引き続き、軽減税率制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 広 報

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入され新たな制度になったことや、広く国民に関係する税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

全国間税会総連合会では、世界の消費税(付加価値税)の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(5) 消費税の滞納整理

消費税率の引上げに伴い滞納増加が懸念されることから、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

5. マイナンバー制度

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

第8回

大森・相模原間税会 合同ゴルフコンペ

令和元年10月15日（火）に開催予定が、台風19号のため残念ながら中止になりました。

次回、令和2年4月21日（火）津久井湖ゴルフ倶楽部で行いますので、多くの参加をお待ちしております。参加希望の方は、下記、森川 伸也 さんの携帯電話に連絡していただきますようお願い申し上げます。

中西 亮

森川伸也 携帯

090-2306-6371

大森間税会 消費税研修会を終えて

令和元年9月13日（金）ラズ大森に於きまして、当時秒読み段階に迫っておりました消費税軽減税率対策について、最終的ともいえる研修会が大森間税会主催、大森税務六団体の協賛のもとに開催されました。



大森税務署・法人一部門の池田上席に依ります懇切丁寧な説明に、90名を超える参加者は難解と噂されていた複数

税率対策について理解を深め、各社実務準備の徹底を図りました。

税制自体の内容が煩雑で店頭での販売形態の違いに依る税率差や、事後経理の正確な処理に多大な疑問符が付けられる等、関係者を悩ませている状況がいつまで継続されるのか？など会場からも熱心な質問が投げ掛けられました。よりスリムな形態の税制を目指すべきと、関係諸団体と共に意見具申を重ねて行きたいと念願しつつ研修会を終えました。

副会長 久保井 宏

大田区内11小学校より「税の標語」の応募をいただきました。

令和元年9月、全国間税会連合会の「税の標語」作品選考会に向け大田区内の11小学校のご協力により、6年生の生徒さん763人から1,608編の作品を応募いただきました。このうち12編の作品が優秀として表彰されました。

大森税務署長賞	「八と十 かしこく覚えて おかいもの」	入新井第四小学校	池上 夏帆さん
大田区長賞	「税金は 未来を創る 資産です」	山 王小学校	蒲谷 斗真さん
全国間税会総連合会入選	「高齢化 福祉ささえる 消費税」	大森第三小学校	小泉 麻子さん
東京国税局間税会連合会入選	「しっかりと 税金納め 国民の義務」	入新井第五小学校	木下 寛惟さん
大森間税会長賞	「納税で 日本の財政 しっかりガード」	池 上小学校	山口 りおんさん
大森間税会優秀賞	「暮らしには 消費税が いつもある」	大森第一小学校	邊見 莉央さん
大森間税会優秀賞	「税金が ないとすべてが 自己責任」	大森第四小学校	堀合 由榎理さん
大森間税会優秀賞	「悲しむ人を 無くすため きちんと払おう 税金を」	大森東小学校	関 千夏さん
大森間税会優秀賞	「税金は 守ってくれる 街も身も」	中 富小学校	村田 琳希さん
大森間税会優秀賞	「税金は 国を支える 裏方さん」	山 王小学校	齋藤 希海さん
大森間税会優秀賞	「税金に 夢をかけよう 私達」	入新井第一小学校	掛川 希歩さん
大森間税会優秀賞	「財政を 立て直したい 考えよう」	入新井第二小学校	坂本 朱梨さん

中学生の税についての作文を表彰しております。

大森間税会は、毎年大森納税貯蓄組合連合会主催にて、大森管内中学校から募集した「税についての作文」について大森間税会会長賞を選出し表彰しております。

令和元年度も次の作品3編につき表彰いたしました。

- 「税の使い道」 貝塚中学校1年 菊地 晴海さん
- 「2016円から学んだこと」 馬込東中学校2年 関口 滉大さん
- 「私にとっての税金」 馬込東中学校3年 白井 柚さん



「お客様とともに
あこがれと豊かな未来を創造します」

お客様が夢に一つ近づくために、
真心に奉仕すること。
お客様と共に歩み、共に豊かになることで、
未来を創り出すこと。
それが日新堂の社会貢献です。

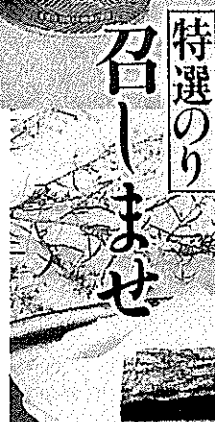
腕時計の正規品販売店

銀座 日新堂
SINCE 1892

銀座本店／東京都中央区銀座7丁目9-13 TEL03-3571-5611
●大阪ヒルトンプラザ店 ●京王百貨店新宿店 ●藤沢小田急店 ●札幌丸井今井店 ●京都伊勢丹店 ●熊本鶴屋店
<http://www.nsdo.co.jp/>



伝統が物語る、
創業三〇〇年の
老舗の味。



創業300年

宮内庁御用達

海苔の松尾

〒143-0012 東京都大田区大森東1-6-3

☎03 (3762) 0656(代)・FAX.03 (3762) 0670

発行日 2020年(令和2年)1月25日
発行者 大森間税会長 佐川 黎 二
編集人 広報委員長 中西 亮

事務局 〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12
横田税務会計事務所 内
TEL 03(3775)1048(代表) FAX 03(3775)1156